

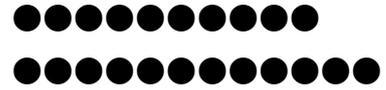
陳情文書表（令和4年9月8日定例会提出）

陳情第16号

県域水道一体化に奈良市が参加されないことを求める陳情書

令和4年8月4日受理

陳情者



井内美郎

（陳情の趣旨）

地震などの自然災害に対して、レジリエンス確保の観点から、浄水場の統合廃止は行わないでください。また、その前提として、県域水道一体化に奈良市が参加されないことを求めます。

（理由）

奈良市を含む奈良盆地東縁部には、近い将来、発生が危惧される大地震の原因と考えられる活断層帯が分布しています。地震被害は、断層直上や延長部のみならず、断層近傍の奈良盆地一円に及び、浄水場のほか、様々な公共施設が被災することが危惧されます。大地震による浄水場の被災を想定し、現有施設の維持を継続していただきたいと考えます。

1. 地震調査研究推進本部の京都盆地—奈良盆地断層帯南部（奈良盆地東縁断層帯）の評価（平成13年7月11日）において、奈良盆地東縁ではマグニチュード7.4程度の大地震の発生が危惧されています。
2. 上記評価では、「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。」と記述されており、対応が求められています。
3. 例えば、奈良市所轄の2つの浄水場は、上記活断層帯の延長部に位置しています。
4. 万一、大地震が発生し、浄水場に大きな被害が生じたときに、高層マンションなどに居住する高齢者が飲料水を運ぶこととなりますが、どれくらいの人がある重作業に耐えられるのでしょうか。ましてや夏にそのようなことが発生したと考えるなら、二次的な被害を受ける方々が増えると危惧されます。
5. 浄水場を複数維持することで、それらが同時に被害を受ける確率は小さくなり、そのような被災の影響は低減できていると考えます。

以上の理由から、浄水場の複数維持は必須と考えます。

以上、陳情いたします。